

春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例（平成17年条例第213号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項又は号の表示及びそれに対応する改正後の欄の項又は号の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項又は号を当該改正後の欄の項又は号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項又は号に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(定義) 第2条 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、当該障害の程度が1級に該当するもの (4) (略) (5) <u>前各号</u>に掲げる者に相当すると市長が認めた者 (6) 規則で定める超重症心身障害児である者 (7) (略) (受給資格) 第3条 手当の支給を受けることができる者は、障害者のうち、<u>春日部市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく登録を受けている者</u>（以下「受給資格者」という。）とする。	(定義) 第2条 (3) (略) (4) <u>前3号</u>に掲げる者に相当すると市長が認めた者 (5) (略) (受給資格) 第3条 手当の支給を受けることができる者は、障害者のうち、<u>次の各号のいずれにも該当する者</u>（以下「受給資格者」という。）とする。 (1) 春日部市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく登録を受けている者 (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第26条の2第1号及び第2号に規定する施設又は障害児福祉手当及び特別障害者手当の支

(受給資格の喪失)

第6条

(1) 受給資格者に該当しなくなったとき。

(2) (略)

(支給の制限)

第9条 手当は、受給者のうち次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)

第26条の2第1号及び第2号に規定する施設
又は障害児福祉手当及び特別障害者手当の支
給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)
第1条第9号に規定する施設に入所している
者

(2) 法第17条の規定による障害児福祉手当、
法第26条の2の規定による特別障害者手当又
は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和
60年法律第34号)附則第97条第1項の規定に
よる福祉手当の支給を受けている者。ただし、
第2条第1項第6号に規定する者について
は、この限りでない。

(3) 受給者の前年の所得(1月から7月まで
の月分の手当については、前々年の所得とす
る。)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)
の規定に基づく市町村民税が課されている者

(4) 65歳以上の者。ただし、次に掲げる場合
は、この限りでない。

ア 65歳に達する日の前日において手当を受
給していた場合

イ 平成21年12月31日において手当を受給し

給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)
第1条第9号に規定する施設に入所していな
い者

(3) 法第17条の規定による障害児福祉手当、
法第26条の2の規定による特別障害者手当又
は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和
60年法律第34号)附則第97条第1項の規定に
よる福祉手当の支給を受けていない者

(受給資格の喪失)

第6条

(1) 障害者に該当しなくなったとき。

(2) 第3条各号のいずれかに該当しなくなっ
たとき。

(3) (略)

(支給の制限)

第9条 手当は、受給者の前年の所得(1月から
7月までの月分の手当については、前々年の所
得とする。)に係る地方税法(昭和25年法律第
226号)の規定に基づく市町村民税が課された
ときは、当該市町村民税が課された年度の初日が
属する年の8月分から翌年7月分までは、支給
しない。

ていた場合

ウ 65歳に達する日の前日又は平成21年12月31日において第1号から第3号までの事由により支給を制限されていた者が、当該事由に該当しなくなった場合

別表（第5条関係）

障害の程度	手当の月額
3 第2条第1項第3号に規定する者	5,000円
4 第2条第1項第4号に規定する障害の程度が最重度又は重度であると判定された者	
5 前各項に掲げる者に相当すると市長が認めた者	
6 第2条第1項第6号に規定する者	
7 第2条第1項第7号に規定する者	
2 第2条第1項第4号に規定する障害の程度が中度であると判定された者	2,500円

別表（第5条関係）

障害の程度	手当の月額
3 第2条第1項第3号に規定する障害の程度が最重度又は重度であると判定された者	5,000円
4 前3項に掲げる者に相当すると市長が認めた者	
5 第2条第1項第5号に規定する者	
2 第2条第1項第3号に規定する障害の程度が中度であると判定された者	2,500円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例の規定は、平成22年1月1日以後の申請に係る在宅重度心身障害者手当について適用し、同日前の申請に係る在宅重度心身障害者手当については、なお従前の例による。